

2020年5月29日

教職員各位

新型コロナウイルス緊急対策本部

### 教職員の感染防止対策について（5月29日更新）

全国的な緊急事態宣言が解除され、各自治体が日常の活動を慎重に再開しているところです。今後、流行の第2波が到来することも予想されていることから、本学は引き続き感染防止対策に取り組むこととし、皆さん自身が無症状でも感染している可能性があることを前提として以下のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

なお、前期授業は5月11日から遠隔授業を実施し、6月1日からは対面授業で実施する予定でしたが、大学教務委員会が認める一部の授業を除き、引き続き遠隔授業で実施することとしました。対面授業を認める科目の詳細については、教務部長から随時お知らせします。

#### 記

#### 1 感染防止対策

- ・感染防止の3つの基本に努めてください。
  - ① 身体的距離の確保    ② マスクの着用    ③ 手洗い
- ・部署内に他人と共用するものを置かないなど接触感染の防止に努めてください。
- ・できるだけ人との距離を2メートルくらい保つようにしてください。
- ・学生と同様に、学内の建物ではマスクを着けてください。マスクを着けずに人を話しかけることは避けてください（不織布制である必要はありません）。マスクについてお困りの方は、保健センターにご相談ください。
- ・学外においても咳エチケットにご留意ください。
- ・その他、以下の「新しい生活様式」を参照してください。

厚生労働省 HP より

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

NHK の HP より

[https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/view/detail/detail\\_08.html](https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/view/detail/detail_08.html)

#### 2 体調管理および記録の作成

- ・国内において第2波の兆候が現れたら、直ちに過去に遡って2週間の国内移動履歴・学内接触者・体調記録を確認します。
- ・引き続き毎日体温を測定し、本学様式「体調確認シート業務行動歴」（4月8日メールに添付）を記録してください。私的な県外への移動も記録してください。
- ・学内で陽性者が出た場合も、必要な範囲の方に大学が提出を求めます。
- ・私生活の詳しい行動記録を大学が求めることはありませんが、保健所から求められた際に過去の行動履歴等を答えられるように日頃から記録しておいてください。

### 3 感染が疑われる症状が出た時の対応

- ・ 37.5 度以上の発熱がある、咳が続くなどの症状がある方は出勤を禁止します。該当者はすみやかに大学保健センターに連絡してください。
- ・ 症状が治まっても許可がないと出勤できませんので、大学保健センターに連絡してください。症状をみて出勤を許可します。
- ・ 息苦しさ・強いだるさ・高熱等の強い症状のいずれかがある方、発熱や咳などの軽い風邪症状が続いている方、持病や年齢により重症化しやすい方で発熱や咳などの軽い風邪症状がある方は、すぐに帰国者・接触者相談センターに相談してください。これらに該当しなくても相談は可能です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

- ・ その他の症状については、大学保健センターまたは医療機関にご相談ください。

### 4 濃厚接触者に該当すると保健所から連絡があった場合の対応

- ・ 保健所の指示に従って自宅待機してください。出勤は禁止しますので在宅で仕事をしてください。
- ・ 該当者は速やかに大学保健センターへ連絡してください。

### 5 クラスタ発生防止

- ・ 3密を避けるため、人が集まって会話が交わされるようなことはなるべく避けてください。
- ・ 会議等の開催においては、代替手段（メール審議やオンライン会議等）を検討し、人が集まる場合には必要最小限の人数と時間としてください。

### 6 オンライン会議の実施について

教授会および学科・委員会など必要な会議は、引き続きオンライン等での実施をお願いします。オンライン等での実施が難しい場合は、教職員の健康を最優先に考慮し、適切な手段で業務を継続していただきたくお願いいたします。

[オンライン会議等の注意事項]

- 1 オンライン会議のツールには、セキュリティ等の配慮から、本学が契約している Google のサービスである「Meet」を使用することを推奨します。ただし、このことはこれ以外のサービスの利用を禁止するものではありません。緊急性・安全性などに配慮してご利用願います。
- 2 会議をオンライン等で行うことに関して、教職員間で知識や技術に差があるかと思いますが、お互いにサポートし合って準備をしていただきますようお願いいたします。
- 3 学生・教職員等の個人情報の基本的な考え方および取扱いについては次の通りです。
  - ① 学生・教職員の個人情報を学外に持ち出すことは、原則禁止されています。ただし、大学が提供する Kドライブでのファイル共有は持ち出しとはみなしません。
  - ② ファイルには、セキュリティを考慮した適切なパスワードを付してください。
  - ③ ファイルの共有が不要になった際には、速やかに共有を解除してください。
  - ④ ファイルを学外にある PC などにダウンロードしないでください。表示された内容をスクリーンショットのような形で保存することも控えてください。

- ⑤ 家族を含む担当者以外の人物にファイルを閲覧・アクセスさせないように注意してください。
- ⑥ 個人情報の取り扱いに関してご不明な点がある場合は、本学個人情報管理責任者（学長補佐・桐原 kirihara@kinjo-u.ac.jp）にご照会ください。

## 7 国内・海外への移動について

- ・緊急事態宣言は解除されたものの国内の移動自粛は全面的に解除されていません。つきましては、不要不急の移動は控えてください。なお、やむを得ず移動する場合、学長等への届出の必要はありません。海外への渡航は引き続き禁止します。
- ・緊急事態宣言解除後も、地域別の流行状況により移動の自粛や大学への届け出が必要となる場合は別途お知らせします。

## 8 その他

- ・専任の先生方へ

「緊急事態宣言発出時の本学の対応について」(5月8日更新)は無効とし、本文に従って対応をお願いいたします。

以上